

平成30年度の主な税制改正

相続・贈与税関係 前編

税理士 塚本 和美

事業承継税制の特例措置について

中小企業の事業承継を一層後押しするため、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予について、これまでの事業承継税制とは別に、大幅に拡充された特例措置（以下、「特例措置」という。）が設けられました。今後5年以内に「特例承継計画」を提出し、10年以内に株式の承継を行う者が対象になります。

1 株式承継時の贈与税・相続税が全額猶予されます

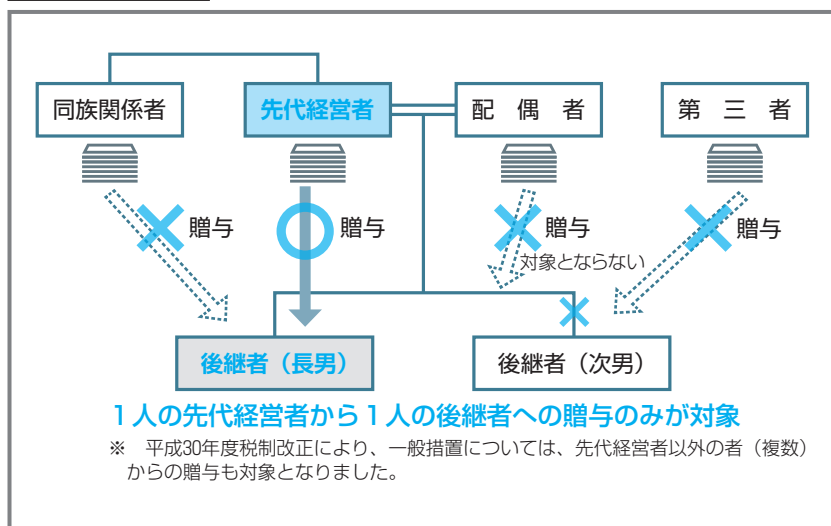
特例措置では、納税猶予の対象となる株式数の上限が撤廃され、発行株式の全てについて適用を受けることができます。また、相続税の納税猶予の割合が100%に拡大するため、贈与税・相続税ともに承継時の税負担がゼロになります。

	一般措置（従来からの措置）	特例措置
対象株式	発行済株式総数の3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与税：100% 相続税：80%	贈与税：100% 相続税：100%

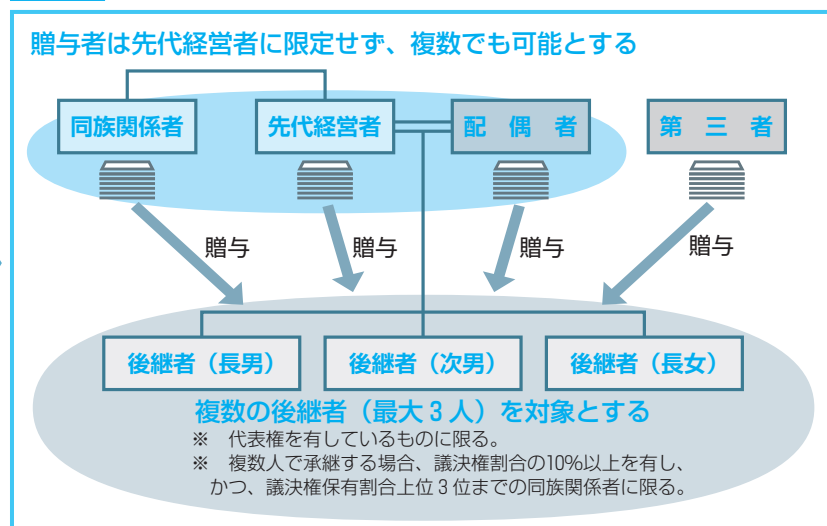
2 複数の後継者（最大3人）への承継も対象になります

特例措置では、親族外を含む複数の株主から代表者である後継者（最大3人）への承継も対象になり、多様な事業承継が支援されることとなります。

一般措置（改正前）



特例措置



（出典：中小企業庁「平成30年度事業承継税制の改正の概要」を参考に作成）

3 制度の適用によるリスクが軽減され、利用しやすくなりました

① 経営環境が悪化した場合等の減免措置

廃業や株式の売却を行ったことにより猶予が取り消されると、一般措置では承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税することになるため、廃業や売却時の株価が下落していると、税負担が過大になることがあります。

特例措置では、廃業時の評価額や株式の売却額を基に納税額を再計算し、承継時の株価を基に算出された納税額との差額は減免されます。

② 雇用確保要件の緩和（実質撤廃）

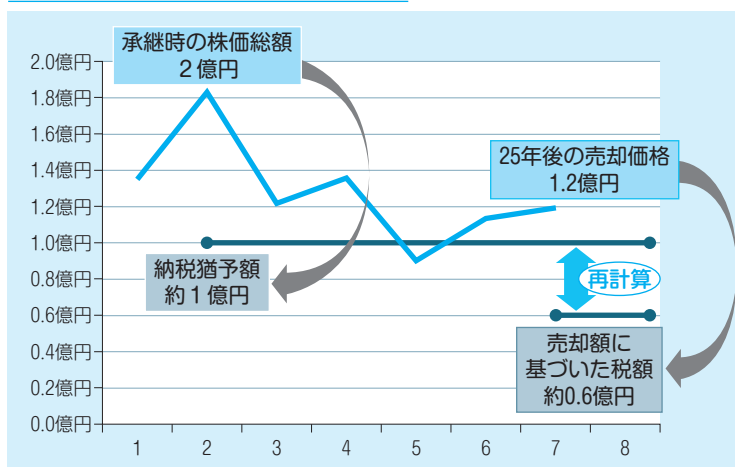
一般措置では、納税猶予適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持することが求められており、維持できなければ猶予されていた贈与税・相続税の全額を納付しなければなりません。

人手不足のなか、中小企業にとって大きな負担であったこの雇用確保要件ですが、特例措置では、8割を下回った場合でも認定経営革新等支援機関の指導助言を受けて、維持できなかった理由書を提出することにより、猶予を継続することができることとされています。

③ 親族外の後継者も相続時精算課税制度の適用が可能に

事業承継税制では、納税猶予が打ち切られた時に過大な贈与税負担が生じることのないよう相続時精算課税制度との併用が認められていますが、この相続時精算課税制度について、特別に贈与者の子や孫でない者も適用を受けることができるようになります。

X社の株価総額の推移（イメージ図）



（出典：中小企業庁「平成30年度事業承継税制の改正の概要」を参考に作成）

4 特例承継計画の提出が必要です

特例措置の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年（2023年）3月31日までの間に、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、都道府県へ提出する必要があります。特例承継計画を提出することにより、平成39年（2027年）12月31日までの贈与・相続等について特例制度の適用を受けることができます。なお、平成30年1月1日から平成35年（2023年）3月31日までの贈与又は相続については、贈与後又は相続後に承継計画を提出することも認められています。

著者紹介



つかもと かずみ
塚本 和美（税理士）

同志社大学経済学部卒。平成12年に税理士登録。税理士事務所勤務を経て平成21年にみどり税理士法人設立。

【事務所】大阪市淀川区宮原

▶ 著書

「住宅ローン控除・住宅取得資金贈与のトクする確定申告ガイド」他

